

五所川原市公告

下記のとおり条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年6月11日

五所川原市長 佐々木 孝昌

記

1 競争入札に付する業務

- (1) 業務番号 五環委第39号
- (2) 業務名 野里一般廃棄物最終処分場最終覆土業務
- (3) 業務場所 五所川原市大字野里地内
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年9月30日
- (5) 業務概要 厚さ50cm以上を確保した最終覆土 $V=9,000\text{ m}^3$ を行う。
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 発注担当課 環境対策課
- (8) 入札書の提出方法 入札書は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 五所川原市内に本店を有すること。
- (6) 五所川原市建設業者工事施行能力審査規則（平成17年規則第144号）第14条の規定により作成された令和7年度建設業者等級名簿において、土木一式工事の登録がされていること。

3 入札参加申込方法等

- (1) 申込期間
令和7年6月11日（水）から令和7年6月18日（水）まで
- (2) 提出先
五所川原市 民生部 環境対策課
- (3) 提出書類
条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
※申請書類は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (4) 審査結果等
ア) 入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和7年6月19日（木）以降に通知する。

イ) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは令和7年6月20日(金)までに異議を申し立てることができる。

(5) その他

- ア) 申請は、環境対策課へ持参又は郵送により提出すること。
- イ) 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ウ) 提出された書類の差替え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を精査し別途関係書類の提出を求めることがある。
- エ) 入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。
 - ① 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - ② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ③ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

4 質疑応答

- (1) 仕様書等に対して質疑がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ担当課に電話連絡のうえ、令和7年6月16日(月)までにFAXにより提出すること。
- (2) 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、提出すること。

6 入札方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (3) 入札書は、一般書留又は簡易書留の方法により提出すること。
- (4) 入札書の到着期限は、令和7年6月26日(木)とする。
- (5) 入札書の送付先は 〒037-8686 五所川原市民生部環境対策課 行 とする。
- (6) 入札書の封筒は封印のうえ、業務番号、開札日及び差出人を記入すること。
- (7) 到着期限を過ぎて到着した入札書は返却する。
- (8) 提出された入札書の差換え又は撤回は認めない。
- (9) 入札書の提出後であっても、開札までの間は入札の辞退を認める。
- (10) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札の執行回数は1回とし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。
- (12) 本入札については、最低制限価格を設けない

7 開札方法等

- (1) 令和7年6月27日（金）午前9時00分から五所川原市字布屋町41番地1 市庁舎2階 会議室2Aで行う。
- (2) 入札参加資格を有すると認められた者の中から2名を選任し立合わせるものとする。ただし、入札参加資格を有すると認められた者が1人の場合はその者を選任し、当該入札事務に関係の無い市職員を1人立合わせるものとする。立会いを代理人に依頼する場合は、開札時刻までに委任状を提出し代理人が立合うこと。立会人として選任された者が立合わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立合わせるものとする。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札
- (3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。
- (3) 落札者が決定した場合には、入札執行者が開札場所にてその旨を宣言する。落札者がその場にはいないときは直ちに通知するものとする。

10 契約保証金

契約時に契約金額の100分の5以上の保証金を納める。ただし、五所川原市契約事務規則第33条第1項に該当するときは、免除することができる。

11 契約の締結

- (1) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (3) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

12 その他

本公告に関する問合せは、環境対策課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111（内線2365）、FAX番号：0173-35-2128